

第25回 先取特権（その2）と所有権留保

2010/01/25

松岡 久和

【先取特権（その2：効力以降）】（392-400, E218-221）

Questions ①動産売買先取特権に基づく転売代金債権への物上代位は、抵当権に基づく転売代金債権や賃料債権への物上代位とどこがなぜ異なるか。

②税金や給料債権の先取特権はどういう形で優遇されているのか。これらの優先権と他の担保権、とりわけ登記を備えた抵当権との優劣はどのように調整されるか。

3 先取特権の効力と消滅

(1) 優先弁済権

(a) 先取特権の効力の及ぶ範囲と物上代位の実行手続（304条1項ただし書）

- ・実際には主として動産売買先取特権について有意義←333条による消滅の代償措置
- ・他の債権者の差押えにも配当要求の終期まで差押えか配当要求で対抗可能（百82）
- ・債務者の破産後も行使可能（最判昭59・2・2民38-3-431）；他の倒産手続開始後も同じ
- ・目的債権の**債権譲渡**や**転付命令があれば消滅**

←追及効欠如（上記の2最判、最判平17・2・22判時1889-46）

※百87（抵当権者は債権譲渡後も物上代位可能）により、先取特権と抵当権を同一処理は変更

(b) 先取特権の実現方法

- ・競売申立権

①不動産に対する先取特権の行使

- ・不動産先取特権では登記、一般先取特権は「担保権の存在を証する文書」（民執181条1項）

②動産に対する先取特権の行使

- ・債権者の執行官への目的物任意提出、占有者の差押承諾文書提出、または執行裁判所の競売許可決定と搜索（民執190条）⇒目的物の差押え

③債権その他の財産権に対して先取特権の行使（物上代位を含む）

- ・「担保権の存在を証する文書」の提出。債権執行手続による（民執193条）
- ・他の債権者が執行する場合の優先弁済権の主張
 - ・登記のある先取特権以外は、配当要求の終期までに、上記の要件を充たして、二重に競売を申し立てる（民執47条または125条）か配当要求（民執51条、133条、154条）

(c) 目的物所有者の倒産

- ・一般先取特権：**優先的破産債権**（破39条）・**優先的更生債権**（会更168条1項2号）、**一般優先債権**（民再122条）
- ・給与債権の特別扱い：**財団債権**（破149条。破産開始前3か月分のみ）、**共益債権**（会更130条。会社更生手続開始前6か月分のみ）；民事再生では手続外で随時弁済
- ・特別の先取特権：**別除権**（破65条、民再53条）・**更生担保権**（会更2条10項）

(2) 一般先取特権の効力の制限 (335条)

(3) 先取特権の消滅

① 不動産先取特権－ 抵当権に準じ、代価弁済・消滅請求でも消滅

② 動産先取特権－ 目的物が第三者に引き渡されれば消滅 (333条)

← 債務者の処分権の保障 (第三者の善意・悪意を問わない)、取引安全の確保
引渡しには占有改定を含む (大判大正6・7・26民23-1203)

4 先取特権相互や他の担保権との優劣関係

(1) 先取特権の優劣関係決定の特殊性

・ 先取特権の政策的根拠の多様性→複雑な基準が錯綜

【参考文献】 尾崎三芳「特別法による先取特権」米倉明ほか編『金融担保法講座IV』
(筑摩書房、1986年) 257頁以下

(2) 先取特権の種類ごとの優劣関係

① 強制執行費用・滞納処分費・競売費用等 (民執84・139・188・192条、税徴9・19条、地方税14条の2、破148条1項1号・2号・152条2項、会更127条1号、民再119条1号-3号)

② 租税や公の徴収金・社会保険料 (税徴8条、地方税14条；破148条1項3号では制限)

③ 共益費用の先取特権 (329条2項ただし書、330条2項後段、331条1項)

④ 特別の先取特権は、①～③の場合を除いて、一般先取特権より優先 (329条2項)

(3) 各種類内部での優劣

・ 一般先取特権相互間－ 306条に定める順 (329条1項)

・ 動産先取特権相互間－ 330条に定める順

原則 ① 当事者の意思の推測に基づく不動産賃貸の先取特権などのグループ、② 動産保存の先取特権、③ 動産売買先取特権などのグループ (同条1項)

例外 ① も債権取得時に②③の存在を知っていた場合や自分の利益になった動産の保存行為の先取特権には劣後 (同条2項)

農業による天然果実は特別な順位による (同条3項)

・ 不動産先取特権相互間－ 325条に定める順 (331条。不動産売買先取特権相互では時間順)

・ 同順位の先取特権相互は平等、被担保債権額で按分弁済 (332条、破152条1項)

(4) 各先取特権と他の担保権との優劣関係

・ 一般先取特権 vs 抵当権・不動産質権

原則 ともに登記があれば登記の順 (177条) だが、両者とも未登記なら一般の先取特権が優先 (336条)

例外 **税金債権の優遇**－税金の法定納期限後に成立した他の先取特権や対抗要件を備えた約定担保物権よりも、税金債権が優先

・ 動産先取特権 vs 質権：意思推測に基づく第一順位の動産先取特権と同順位 (334条)

・ 不動産先取特権：保存・工事の先取特権は先に登記された抵当権にも優先 (339条)

【所有権留保】（371-376, E202-206）

Case25-01 Xは、中古自動車甲をAに120万円で売却し、頭金20万円を受領して甲を引き渡したが、10回分割払いとした残代金の完済まで、甲の登録名義はXにとどめておくことにした。この事例において、次の場合（それぞれ別問題）を検討しなさい。

① Aが代金完済前に甲をYに150万円で売却して引き渡した場合、XはYに対して甲の返還を請求できるか。Aが中古自動車販売業者で甲を転売目的で購入した場合とそうでない場合で結論に違いが出るか。

② Aが株式会社であり、代金完済前に倒産した場合、Xはどのような権利を行使できるか。所有権留保の法律構成による違いにより結論に差が出るか。

1 所有権留保の意義と機能

(1) 信用売買の発展と無資力の危険

- ・先履行売買の制約（留置権・同時履行の抗弁権は使用不能）、動産売買先取特権の弱点（実行手続や333条など）

(2) 所有権という形式と担保の実質（譲渡担保同様の争い）

- ・過剰担保や清算の問題は少←目的物と被担保債権の強い関連性

2 所有権留保の設定と消滅

(1) 所有権留保特約（割取7条参照）＝176条の所有権移転時期の合意

- ・当事者 売主または信販会社と買主
- ・客体 売買目的物。不動産では規制（宅建43条）があり、動産がほとんど
 - ※「延長された所有権留保」（転売代金債権の譲渡担保の効力を持つ）は転売先未定では通知や承諾を備えられないため利用不可だったが、第三債務者を特定しない債権譲渡登記により可能に
- ・被担保債権 代金債権＋違約金など（割取6条の制約も参照）
 - ※「拡大された所有権留保」（被担保債権の拡大）の例は乏しい→過剰担保問題が生じうる

(2) 対抗要件

- ・不要←物権「変動」でない；占有改定説やネームプレート説も

(3) 所有権留保の消滅

- ・代金完済で消滅し所有権が移転。なお宅建43条では、代金3/10の支払で消滅。

3 所有権留保権の効力

(1) 目的物の利用関係

- ・買主としての利用・危険負担。ただし、特約で代金完済まで使用・収益・処分を制限

(2) 売買目的物の引揚げによる優先弁済

- ・要件：買主の債務不履行；失権条項や期限の利益喪失条項（割取5条や消契10条の制約）
- ・多数説：解除権行使が実行の要件
- ・清算義務と同時履行の抗弁権・留置権。もともと清算金なしも少なくない←使用減価
- ・目的物引揚げの自力救済は禁止→訴訟手続と仮処分
 - ※延長された所有権留保に機能的に対応する物上代位の判例はないが、集合動産譲渡担保について

転売代金債権への物上代位を認めた最判平11・5・17民53-5-863は所有権留保構成も可能な事例

(3) 所有権留保の対外的効力：もっぱら買主側の第三者との関係

(a) 買主から転得した第三者との関係

所有権的構成 善意取得成立なら第三者は所有権取得；不成立なら、留保所有権者は返還請求可能（最判昭42・4・27判時492-55：同業者の過失認定）

担保権的構成 善意取得成立なら第三者は所有権取得；不成立でも、第三者は所有権留保という担保権の制約付の所有権を取得（物上保証人的地位）

★転売を予定した商品に所有権留保は許されるか？

判例（百100）：権利濫用説

批判：転買主保護が不十分（登記・登録請求不可）、限界が不明

学説 転売授權説、当然消滅説、即時取得説等

(b) 買主の債権者との関係

①買主の債権者の差押え

判例 所有権的構成→**第三者異議**（民執38条、最判昭49・7・18民28-5-743）

通説 担保権的構成→**優先弁済のみ**（方法は譲渡担保同様分かれる）

②買主の倒産

判例 所有権的構成→破産・民事再生：**取戻権**（破62条、民再52条）

※会社更生の場合は譲渡担保に関する最判昭41・4・28民20-4-900同様更生担保権となろう

通説 担保権的構成→破産・民事再生：**別除権**（破65条、民再53条）、会社更生：**更生担保権**（会更2条10項）